

PLATEA

2009.8.7 第48号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西14丁目みふじビル3F

暑中お見舞い 申し上げます

夏は、唯一の被爆国の国民として「核兵器廃絶」への決意を新たにします。原爆を投下したアメリカのオバマ大統領が、道義的責任を認め、「核兵器廃絶」を訴え、今、世界の人々が大きく動き始めている時、日本政府は「核密約」で国民を欺き、核兵器廃絶にも向き合おうとしません。

「年越し派遣村」の運動は、「構造改革」の中で見えにくかった、若者の派遣切り、中高年のリストラなど、格差と貧困の増大の実態と、これを変えようとする国民の力を示しました。福祉や地方の切り捨て等、弱者に厳しい政治は、一二年間連続自殺者が三万人を超える等、国民の生命や生活を破壊しています。他方、「海賊対処法」の強行等自衛隊海外派遣恒久化や軍事大国化の「壊憲」が着実に進められています。

この中で「キーワード」は「主権者としての国民の力」です。人間らしく生きたいとの私達の願いは、一人ひとりが、憲法九条と二五条を軸に、その主権をしっかりと行使し、政治を監視し続ける時、実現し、国民の手に政治を取り戻すことができます。確信します。

二〇〇九年 盛夏

たかさき法律事務所所員一同



苔の洞門（千歳市）

裁判員裁判が始まりました。

弁護士 高崎 暢



1 本年五月二一日以後に起訴される刑事事件(殺人、強盗傷害、危険運転致死などの重大事件)に、市民が裁判員として参加することになります。

2 証拠に基づいて事実の有無を決めることは、裁判官だけが特別にできるわけではありません。むしろ

ろ、プロの裁判官だけで裁判を行ってきたことで、常識とかけ離れた判断が下され、無実の人を刑務所に入れてしまうような不幸な結果を繰り返してきたのです。

刑事裁判では、「無罪の推定」が大前提です。国が人を罰する以上、検察官が有罪であることを証明しなければなりません。裁判員裁判でも、この原則は変わりません。みなさんが、証拠を直接見て、検察官が十分な証明をしているか、常識にしたがつて考え、少しでも疑いがあれば無罪です。自信をもって、自分の考えを伝えることが裁判員の大切な役割です。

3 裁判員として、証拠調べや評議に十分時間をかけて下さい。一人の人生がかかっています。効率が優先されてはいけません。

裁判員裁判では、証拠や、証人や被告人の発言を、直接見て聞いて判断しなければなりません。裁判が大きく変わることを期待されています。

一方で、裁判員裁判がその役割を発揮するために、急いで、問題点の改善に取り組むことも大切です。



裁判員制度に関するパンフレット
(自由法曹団ほか作成)

札幌弁護士会 会長就任 ごあいさつ



弁護士
高崎 暢

四月一日から、札幌弁護士会の会長に就任しました。任期は一年です。弁護士・弁護士会をめぐる状況は大きく変わっています。弁護士の使命、在野法曹、憲法、弁護士自治、そして会内民主主義の尊重という軸は少しも振れてはならないと気が引き締まります。弁護士・弁護士会が、より一層、市民のなかに飛び込んでいくことが求められる時代、全力で、その先頭に立ちたいと思います。

全員救済へ 向けて

—原爆訴訟の動き—

弁護士 齋藤 耕

一、柳谷貞一さん、死去

五月一八日、原告の柳谷さんが、「七月一〇日一三時一〇分」のメモを残して亡くなった。彼は、「核兵器の残酷さを裁判で明らかにしたい、私の戦後は終わらない」と「戦争の語り部」として生命を注いできた。

二、札幌高裁で、

第一回口頭弁論開かれる

柳谷さんのメモは、第一回口頭弁論の期日であった。その日、長女洋子さんは、「国はまるで原告が死ぬのを待っているかのようだ。世界で唯一の被爆国である日本の政府が、被爆者の救済にこれほどまでに消極的な態度をとり続けるのはとても恥ずかしい。核廃絶とぬくもりのある被爆行政を願った父の悲願が達成されるまで私が裁判を継承する。」と意

見陳述をした。

三、星野さん、認定される

五月二八日、東京高裁は、これまでの一七か所の地裁・高裁判決を集成し、被爆者援護法の前文をふまえて「単なる社会保障的観点に基づくものではなく、戦争遂行主体であった国の国家補償的措置として行われるものである。」と判示し、被爆者救済の姿勢を明確にした。国の一八連敗である。

この判決を受け、厚労省は、審査の方針を一部見直し、七月二三日、C型肝炎の原告星野さんの、原爆症が認定された。

四、外添厚労大臣、全面解決に消極姿勢

七月二四日、外添厚労大臣は、記者

悔しさと憤り

原告・故柳谷貞一さんを偲んで

原告 安井 晃一

突然、君が逝去したとの知らせが飛び込んできた。私は言葉にならない衝撃を受けた。「九名揃って完全勝利の祝杯をあげるまで一致団結して頑張る」と誓い合った君が、「単独行動」、しかもそれが永遠の別れという形になることは想像すらしていなかった。不

会見で、より柔軟に全員救済の道を進める政治決着に消極的な態度を示した。

被爆国の厚

労大臣とし

て情けな

い。被爆者

には残され

た時間は多

くはない。

国民世論

（選挙を含

め）の力で、

全員救済を

勝ち取るし

かない。



控訴審第1回期日前の集会

意打ちであった。悔しさと憤りが、私の心を支配し、悲しみがついてこないほど混乱した。九名の完全勝利まであと一歩。
神のそばで安らかにお休み下さい。



手前から2人目が柳谷貞一さん

「戦争の惨禍」と憲法九条

唯一の被爆国としての日本へ

弁護士 竹中 雅史



■六月一九日、いわゆる「海賊対処法」が成立した。政府・与党は、海賊は、国家や国家に準ずるものではないから、海賊への対処は警察活動であって、「危害射撃」を認めていても、憲法九条一項が禁止する「武力の行使」には当たらない、と説明している。しかし、わが国は、戦前、実効的支配を行う政権がなかった満州への侵略を「事変」と称して、果てしない侵略戦争（アジア・太平洋戦争）に突入した。海賊からわが国にかかわる船舶を「護衛」という国益擁護の発想は、「満蒙は日本の生命線」という「理屈」と全く同じである。そして、海賊対処法は、ソマリア沖に限定された時限立法ではなく、何時でもまた世界の何処へでも自衛隊を派兵できる点で、憲法九条を空洞化させる海外派兵恒久法の先取りであることは明らかである。■しかし、この際限のない侵略戦争が、アジア諸国に二〇〇万人を超える多大な犠牲を強いただけでなく、わが国



護衛艦「さみだれ」（海上自衛隊 HP より）

自身も、広島・長崎の被爆を含め、三三〇万もの犠牲者を出した。まさに、このような「戦争の惨禍」への反省に立つて制定されたのが憲法九条であって、九条一項が禁止する「武力の行使」の対象は、国家や国家と同視できる集団に限定されるものではなかったし、強大な軍事力を持つ米国対テロとの闘いからも理解されるように、現代の戦争（武力

行使）は、「非対象」という特徴を持っている。九条一項が禁止する「武力の行使」の対象は、現代においては、「非対象」の戦争も含まれるのである。

■ところで、憲法は、その前文で、「われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」しており、昨年の名古屋高裁のイラク訴訟判決は、この「平和的生存権」に具体的権利を認めた点でも画期的であった。そして、現代の究極的「恐怖」のひとつが核兵器である。したがって、核兵器の恐怖から免れることも平和的生存権の内容であると理解すべきである。

■オバマ米国大統領が、四月に、核兵器廃絶に言及した点は、「全世界の国民がひとしく恐怖」から免れるための大きな一歩となりうるであろう。しかし、唯一の被爆国であるわが国はどうか。ラクイラ・サミットでも、麻生総理の核廃絶への強いリーダーシップは全く見られなかった。また、国内でも、国が連敗を続ける原爆訴訟の結果を踏まえた被爆者救済は、見送られている。

■しかし、我々は、「戦争の惨禍」を忘れてはなるまい。歴史の反省に立った憲法九条は、二一世紀の今こそ、その先駆性を発揮しなければならない。



3月例会の二胡演奏の様子

●三周年を迎えた今年は、足元からすそ野を広げようということで、例会の充実を目指しています。三月の例会は二胡の演奏と共に、少年非行、児童虐待等、子供の権利問題のオーソリティの内



田信也弁護士から札幌市子どものための権利条例制定にいたる経緯をまじえ、ユーモアあふれる講演をしていた。子ども



3月例会での内田信也弁護士の講演

を大切にしない我国の実態や子ども目の高さで考え、育ち合うことの重要さを改めて学びました。

●七月の例会は、まず代表世話人の佐々木憲夫さんの、沖縄見聞レポート。沖縄戦での日本軍の住民虐殺の実態や、辺野古の新米軍基地建設反対の運動等、生々しく報告されました。「ヌチドウタカラ(生命こそ宝の家)の遺品等の展示は、目をおおいたくなる程の戦争の悲惨な事実を鋭く告発します。

室蘭工業大学憲法学奥野恒久准教授の講演は、明快で平和への情熱があふれ、圧巻でした。「民主主義とは議論を重ねて決定に至る過程が大切で、そのためには多角的な情報が必要。国会での議論も国民に情報を提供できるものになっているとはいえない。マスコミも小泉郵政選挙や東国原知事騒動にみられるように、国民の注目や、情緒的好感度

に迎合し、これを煽り、本質や真の争点をそらす役割を果たしている」。

「今、憲法は、海賊対処法、米軍のグアム移転協定など、着実に軍事大国化が進み『壊憲』といえる状況。九条の根本は戦争のちよつとしたきつかけも作ってはいけないという考えにもとづいている。北朝鮮問題等を利用しての『国益』論等、国民の憲法意識は、情勢とそのとらえ方によって変動しやすいものであることをしっかりと捉え、どんな状況でも『九条を変えるな』という確固とした国民の意識を作ることが重要」。

先生の心のこもった熱い訴えに、「九条の会」が一休みする時間はないことを心に深く刻みました。

「過去を忘れるものは、もう一度過去を繰り返す」という沖縄の人々の言葉と共に。



奥野恒久准教授の講演（7月例会）

澤地久枝さんとの 一年ぶりの再会

七月五日、昨年の「たかさき法律事務所九条の会」で講演していただいた作家の澤地久枝さんが札幌独立キリスト教会で講演されるという思いがけないお知らせを、北大の憲法の恩師である深瀬忠一先生からいただきました。代表世話人の高崎暢と佐々木憲夫さんが、澤地さんとのうれしい再会をはたし、激励されました。

「憲法と私たちの暮らし」と題する講演で、澤地さんは、戦争反対を貫く生き方の原点は、少女時代の満州での生活や戦後の引き揚げにあると語り、戦争の兆候に敏感であれと訴えられました。



澤地さん、深瀬先生と共に

「二〇〇九許すな壊憲！ 道民集会」に参加して

——事務局 笹岡 強士

今年、北海道大学教授の大塚秀之先生による『転換期の世界と日米関係の新たな構築をめざして』と題する記念講演が行われ、

オバマ政権が誕生したことで、新たな転換期を迎えた米国に対して、平和憲法を持つ日本がいかに関わっていくべきかを、多くの資料を示しつつ解説していただきました。追隨するだけではなく、米国の歴史・社会構造を踏まえたうえでの正しい関係を結ぶことの重要性を深く認識できた一日でした。



女性への暴力は 人権侵害

—女性自衛官の人権侵害訴訟—

弁護士 日笠 倫子

この事件は、現役の女性自衛官(当時

二一歳)が基地内で深夜男性上司に執拗に呼び出され、性暴力を受けたというものです。しかし、事件を知った自衛隊は、加害者を処罰せず、適切な捜査も怠った上、被害者に様々な条件を付けて病院へ行かせなかったり、退職強要や嫌がらせをしたりしたのです。

被害者は、性暴力は女性に対する重

大な人権侵害と現役で自衛官を続けながら国を訴えましたが、今春、自衛隊の任用継続を拒否されました(拒否されることは極めて稀)。

今後、裁判では退職強要をした上司らや被害者本人の証人尋問が予想されます。ぜひ被害者に対するご支援をお願いいたします。

■署名のお願い

署名用紙を同封させていただいています。ご協力をお願いいたします。左記住所にご送付又はご持参ください。

〒060-0004-2

札幌市中央区大通西二丁目

北海道高等学校教職員センター五階

「女性自衛官の人権裁判を

支援する会」事務局

女性自衛官の人権裁判を支援する会HP

<http://jinken07.dtiblog.com/blog-entry-1.html>

女性差別撤廃条約

— 国連採択三〇周年 —

弁護士 竹田美由紀



1 三〇年を振り返って

女性差別撤廃条約は、男女平等を共通のルールとし差別をなくし、平等を推進するしくみを定めた国際規定です。第二次世界大戦後、男女平等をめざして条約等が作られました。日常生活における実際の平等は達成されなかったため、六七年の女性差別撤廃宣言等を経た後、七九年の国連総会で女性差別撤廃条約を採択したのです。日本が国内外の運動に押され、批准したのは六年後の八五年のことです。

この条約は、「あらゆる」差別をなくすとしており、条約の文言の一つ一つが重要な意味を持っています。中でも、固定的な性別役割分担を否定しており、出産における女性の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女（両親）及び社会全体が共に責任を負うとしていること、同時に、母性を守る社会の役割も明記していること、性的役割

分担をなくすには「男子の伝統的役割」を変えることも必要であると述べているのは、注目すべき特徴の一つです。

2 七月に行われた 国連本部での審査では

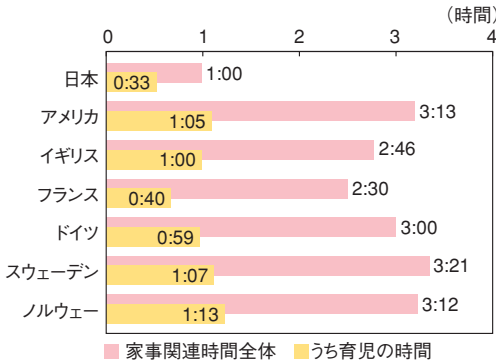
○三年の審査では、雇用の分野における差別の実態について指摘されました。また、日本は、条約の実施をさらに有効にするための選択議定書を批准していないため、その批准を勧告されていました。

そして、今年七月二三日、国連の女性差別撤回委員会は、日本政府の条約実施状況について審査しました。日本政府代表自身、取組みが遅れていると報告せざるをえない状況でした。

※データで見る国際比較

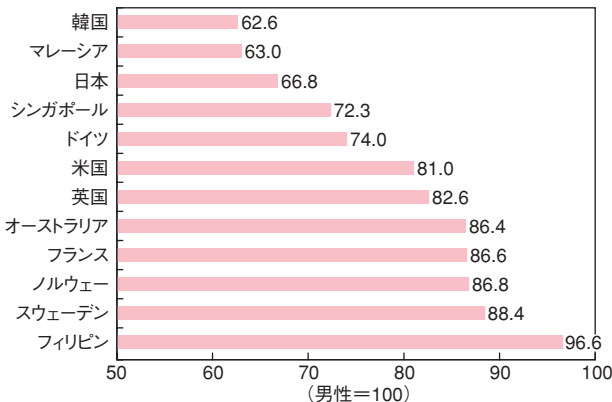
● 6歳未満児のいる夫の家事・育児時間

「平成21年版 男女共同参画白書」より



● 男女間賃金格差

「平成19年版 男女共同参画白書」より



委員からは、条約二条が女性差別となる法律の修正・廃止を定めているにもかかわらず、夫婦同姓、婚姻年齢の男女間差別などの民法上の差別が残っていると、取組みの遅れが強く指摘されました。また、日本軍「慰安婦」問題を「法的に解決済み」との主張を繰り返す外務省に対しては、歴史的問題を避けず、誠実に正面から取り組むべきだとの批判がなされました。

審査・勧告を踏まえ、女性差別を改善させるため、政府が真摯に取り組むことを求める活動を広げるため、力を尽くしましょう。



弁護士
高崎 暢

会長就任で、本来業務に時間を割くことができず、ご迷惑をおかけします。それでも、副会長、事務所の弁護士、職員、そして家族に支えられて、大過なく、四か月が経過しました。会長職にもようやく慣れてきた感じですが、抱える課題は難問ばかりで、気の休まる暇がありません。ゴルフでの発散もままならず、それでも家庭菜園だけは細々と続け、気分転換を図っています。



弁護士
高崎 裕子

私が北大生の時、白鳥事件弁護団として来札され、静かに、しかし明晰なお話をされる上田誠吉弁護士に初めてお会いして以来、尊敬してやまなかった先生の計報は大きな悲しみでした。私の選挙では、私の厚

かましいお願いを受けて下さり、北海道まで応援演説にかけつけて頂くなど大変お世話になりました。人々の思いや悲しみを自分の痛みとして共有され、生涯「民衆の弁護士」であり続けた先生のご冥福を祈りつつ、一歩でも近づくべく努力を重ねたいと心新たにしています。



弁護士
竹中 雅史

昨年末「九条の会」の中心であり、「知の巨人」であった加藤周一さんが亡くなられた。まがいの者の似非「知識人」や「経済学者」どもが跋扈している現在、加藤さんのような本当の知識人こそが、今後も、人類にとつて不可欠であろう。

かくいう私も、大学生のころ、加藤さんのようになつてみたいという身の程知らずの「夢」を抱いていたが、今、再び、加藤さんの足跡と業績を振り返り、その遺志を少しでも継ぎたいと強く感じている。



弁護士
竹田 美由紀

車を購入して数年たつて、ドライブが趣味になりつつあります。最近ナビを購入し

たので、道に迷うことは少なくなりました。「ない」ではなく「少なく」なつたのは、ナビとのコミュニケーションがうまく図れず、ナビの手前で曲がったり、ナビの指示を無視して進んでしまうこともあるからなのですが……。こんな道ありえない！という道を指示に従つて通つたら、実は裏ワザだったりするなど、新たな発見があつてなかなかおもしろいです。



弁護士
齋藤 耕

北海道に来て六年、札幌で生活を始め五年が経ちました。

気がつくとおつという間です。

住み始めた頃は、地名を聞いても、分らず、毎日自宅の部屋に貼つてある市内の地図を見ていました。

最近、地名を聞いて、「ああ、あのあたりか。」と分かるようになり、それに比例して、札幌という街が好きになりました。

休みの日に、行き先を決めず、市内を車で走るのが、楽しみになっています。



見舞い
上げます

2009年
暑中お
申し



弁護士
日笠 倫子
ひかさ りんこ

私は、蓮の実(蓮の花の咲いた後の種の部分)を見ると全身に鳥肌が立ち、子供のころから生理的に受け付けません。先日、自宅でゴーヤチャンプルーを作ろうとしたところ、ゴーヤのわたと種が蓮の実に見え、途中で心が折れてしまいました。しばらくはゴーヤの料理は作れません…。



弁護士
山内 達哉
やまうち たつや

北海道外の弁護士から「北海道は広くて仕事での移動が大変ですね」と言われることが多いのですが、実は、私は「移動」が好きです。好きな音楽を聴きながら北海道の雄大な景色を見ながら「移動」することがストレス解消になっています。仕事ではなく、プライベートであればなお良いのですが…。



弁護士
島田 度
しまだ わたる

一九九七年 司法試験の択一試験に落ちてしまい時間があつたので、予選のホームゲームはすべて国立競技場で観戦しました。

二〇〇二年 択一試験に絶対落ちたと思って、開幕戦(ベルギー戦)を現地で観戦した帰り、実は合格していたことが分かって、パニックになりました(その後、論文不合格)。

二〇〇五年 翌年の本大会を絶対に修習生として観るのだと心に決めて、勉強に邁進しましたが、やつぱり予選のテレビ中継は観てしまいました(この年最終合格)。

思えば、僕の人生は、ワールドカップとともに歩んできた気がします。
二〇一〇年 南アフリカ。行くべきか、行かざるべきか。
今、とても真剣に悩んでいます。



弁護士
山内 崇史
やまうち たかし

先日、自動車運転免許を取得しました。時間的制約、受かつて当然とのプレッシャー、

若い学生ばかりの自動車学校、注意がきつい教官…などの山をどうにか乗り越えることができました。
今は、車選びをしている段階ですが、いざとなるとどれもよく見えて困ります。しばらくは車選びにはまつてしまいそうです。
この夏までにはその悩みに答えを出し、壮大な北海道の大地を走り抜きたいと思っています。



弁護士
白 諾貝
しろ たくかい

弁護士登録して半年が過ぎました。とても充実した日々なのですが、仕事をしている時間が日に日に増えていることが気がかりです。ワークライフバランスを課題にして、これからの半年を過ごしたいと思います。もしかしたら、永遠の課題かもしれません…。

邨山弁護士結婚報告

当事務所の邨山弁護士が本年四月、結婚しました。

邨山弁護士の新たな門出を心から祝福します。



労働者の貧困問題と

労働法制改正に向けて

弁護士 邨山 達哉

「一〇〇年に一度の経済危機」といわれる中で労働者の労働環境は悪化の一途を辿っています。

すなわち、企業が経営状態の悪化を理由にいわゆる「派遣切り」などを行って人員を削減することによって、人員削減の対象となった労働者は働き口を失うことになり、他方で、人員削減の対象にならなかった労働者には仕事が集まることになり長時間労働を余儀なくされるといった事態が起きているのです。

このような事態の背景に派遣労働者の増加があります。元々、労働者派遣は限られたケースにしか認められていなかったのですが、九九年に派遣法が改悪され、派遣労働が原則自由化となり、更に〇三年に製造業にも拡大され、本来であれば正社員として雇うべき業務

まで派遣が認められるようになりました。企業はこの派遣という労働形態を自分に都合良く利用し、本来は正社員として雇用すべきところを派遣労働者に置き換えて人件費を抑制し、派遣先企業に直接雇用の申込義務が発生する



年越し派遣村の炊き出しの行列に並ぶ人たち

最大三年の期間制限を超えて違法に働かせたうえ、解雇したり、更に、経営状態が悪化すると簡単に「派遣切り」をするという、いわば労働者の使い捨てとも言うべき行為を行っているのです。

その結果が「年越し派遣村」に象徴される多数の職や住居まで失った労働者の出現です。また、長時間労働による健康被害も増加しています。

国会でもようやく「日雇い派遣は禁止すべきだ」とか「派遣の対象職種を制限すべきだ」といった労働者派遣を制限しようという動きが出てきました。また、長時間労働の抑制については、昨年、月六〇時間を超える残業についての手当の割増率を引き上げることなどを



年越し派遣村でのデモ行進

内容とする労働基準法の改正が行われました。

また、労働者派遣法の改正案は、衆議院の解散により廃案にはなりませんでした。

が、製造業への派遣の全面禁止など、雇用破壊から労働者を守るための抜本改正に向けて、更なる運動が求められています。

派遣等労働問題 Q & A

弁護士 白 諾貝

Q 私は同じ会社で雇用期間を二か月として、契約を一〇回更新してきました。しかし、次回の更新の一週間前に、突然、今度は契約を更新しないと聞かれました。私はやめなければいけないのですか？

A ①有期労働契約が反復更新されて、実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態となっている場合、②労働契約の継続が期待され、実際に更新が重ねられてきた場合には、解雇に関する法理の類推適用が認められますので、この契約更新の拒否が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、無効です。

Q 派遣社員の私が突然、派遣先から明日から来なくていいと言われ、派遣元からも解雇されてしまいました。どうすればいいの？

A 労働者と派遣先との間には契約関係はありませんので、あなたは、派遣先に対して何かを請求することは難しいのですが、あなたに非がないのであれば、基本的に派遣元から解雇されることには理由がありませんので、派遣元に対して「解雇無効と地位確認、賃金支払」を請求することができます。派遣だからといってあきらめずに、まずは弁護士にご相談ください。

憲法フェスティバル 二〇〇九 報告

弁護士 島田 度



去る四月二十八日、エルブラザにおいて、青年法律家協会北海道支部主催による憲法フェスティバルが行われました。今年、「立ち上がり！」と題して、

ボクらの働く権利のために」と題して、弁護士の笹山尚人先生、道労連副議長の古根清三さんをお招きして、現代の労働問題についてトークショー形式でお聞きしました。

トークショーでは、ローカルユニオンなどの組合組織で厳しい現実に立ち向かって成果を挙げた労働者のことが紹介されるとともに、労働の権利が憲法の基本的人権に直結する権利であり不断の努力をもって保持されなければならないことが力強く語られました。

第四四回

「過労死二一〇番」

弁護士 山内 崇史

六月二〇日、全国一斉「過労死・過労自殺二一〇番」が実施されました。

北海道では二五件と近年に比べ多く



電話を受ける弁護士・医師・社会保険労務士

の相談が寄せられ、うち労災補償に関する相談が五件（死亡事件が三件）ありました。

今回の相談では、上司からパワハラを受け、自殺未遂を図り、現在うつ病に悩んでいる事案や、納期に追われ、朝から深夜〇時まで勤務し、しばしば徹夜もしていた結果、遺書を残して自殺したS E（システムエンジニア）の事案がありました。

この相談数の多さは、長引く不況によるリストラや不安定雇用の増加から、心身の不調を会社に訴えることすらできず、過重な労働を強いられている状況が根底にあると思われます。

過重労働に苦しむ声を聞き、その現状を社会に伝えていく活動が一層重要となっていると実感しました。

また、同日、北海道過労死問題研究会の総会が開催され、川村雅則北海学園大学経済学部准教授から、北海道の厳しい労働実態や構造改革がもたらした現状について詳細な説明をして頂きました。

労災が認められました

自動車学校指導員の事例

弁護士 竹田美由紀

ケース1

自動車学校の指導員であったAさんには、過去に気管支ぜん息の症状がありました。そのため、Aさんの死亡の原因となったぜん息発作は、過重な業務によるものか、業務と関連なくぜん息の症状が悪化したのが主に争われましたが、高裁判決は、一審判決と同様、Aさんの死亡は、過重な業務による死亡であると結論づけました（判決確定）。さらに、労災を認める要件（立証の負担）を緩和し、労働者や遺族の救済対象を一層広くしました。全国で二〇

○万人を超える患者のうち、年間三〇〇人以上が気管支ぜん息で亡くなっています。その相当数が業務による「過労死」であると考えられていることから、早急に気管支ぜん息に関する労災の認定基準を設けるべきといえます。

ケース2 長期出張販売員の事例

弁護士 日笠 倫子

Bさん(二六歳、男性)は、平成一五年秋に札幌を発ち、初めて出張して全国の百貨店での催事業務に携わりました。Bさんは、全国を数日毎に転々とし、その期間は約七〇日に及びました。その間、休日はありませんでしたが、移動日にあてられており、移動後も翌日からの催事の準備のために百貨店で数時間業務を行っていました。Bさんが休んだのは、めまいを起こして倒れて休んだ二日間だけでした。

Bさんは、一月末頃、帰礼しましたが、出発前から一〇キロも体重が落ち、迎えに行った家族はBさんだとすぐにはわからないほどでした。そして、翌朝、Bさんは亡くなっていました。

Bさんの家族は、過労死として労災申請をしましたが、認められませんでした。

した。しかし、本年二月、労災認定を求めた行政訴訟において、裁判所は、Bさんの毎月の残業時間が多いことに加えて、宿泊を伴う長期の出張が過重であるとして過労死であることを認め、国は控訴することなく、判決が確定しました。

ケース3 消防職員の事例

弁護士 白 諾員

道内のある消防職員が火災現場で消火活動に従事した際に、突然、心筋梗塞

を発症して倒れ、病院に運ばれましたが、亡くなってしまいました。遺族は、公務災害認定請求をしたところ、地方公務員災害補償基金は、公務外の災害であるという認定処分をしました。これに対し、審査請求をしたところ、消火活動という肉体的、精神的負担が大きい職務内容が理解され、消火活動と被災者の発症、死亡との間に相当因果関係が肯定されることとなり、前記の公務外認定処分は取り消され、逆転認定となりました。



北海道過労死問題研究会のHPです。
過労死根絶のために様々な活動を行っています。是非ご覧下さい。
URL <http://karoshimondai.net/>

☎電話ホットライン

* 過労死・過労死自殺。過労予防相談

TEL 011 ~ 261 ~ 7738

毎日(ただし土・日・祝日を除く)AM9:15 ~ PM5:00

* サービス残業、未払賃金・残業代相談

TEL・FAX 011 ~ 261 ~ 1119

TELは毎日(ただし土・日・祝日を除く)AM10:00 ~ PM5:00

FAXは24時間・年中無休

事●件●報●告

●事件1●

萬世閣事件

弁護士 齋藤 耕



街頭活動をする萬世閣労組の皆さん

ホテル経営などで有名な萬世閣グループが、労働基準法などを無視してきたことに對し、従業員らが声を挙げました。

萬世閣は、従業員に就業規則を示さず、また、三六協定を結ばないまま、時

間外労働を命じ、かつ、残業代を一切支払っていませんでした。

特に、昨年五月の洞爺湖サミットの際は、警備関係者のホテルレイクサイド利用のため、業務量が増加し、多い人では、一か月の残業時間が約一五〇時間を超えました。それでも、残業代は一切支給されていませんでした。

また、サミット期間中の長時間労働のため、体調を崩し、会社を辞めた人もいます。

このような、職場環境を改善するため、即ち、職場に労働基準法が実現されることを目的に、昨年二月、数名の従業員らが労働組合を結成し、裁判所に残業代請求訴訟、パワハラによる慰謝料請求訴訟を提起し、北海道労働委員会には、不当労働行為救済を申し立てました。

労働組合の皆さんは、こうした裁判等を通じて、職場に労働基準法が実現されることを目的に闘っています。

しかし、会社は、何ら非を認めようとせず、むしろ、組合員への提訴取り下げを働きかけるなど不当労働行為を繰り返しています。

萬世閣の従業員が人間らしく働ける職場を目指して第一歩を踏み出しました。多くの方のご支援をお願いします。



舩添厚労相への要請

●事件2●

B型肝炎訴訟が 佳境を迎えています

弁護士 島田 度

B型肝炎訴訟とは、幼少期の予防接種の回し打ちによってB型肝炎に感染させられた人々が、国の責任を追及している国家賠償請求訴訟です。

この訴訟は、平成一八年六月一六日に原告全面勝訴の最高裁判決が言い渡され確定したのですが、厚労省はそれでもなお国の責任を認めようとしなため、今度は、全国各地で新たに訴訟

を提起することとなったのです。

上記の最高裁判決からちょうど三年目にあたる今年の六月一六日、舩添厚労相は、ようやく平成一八年最高裁判決の原告団・弁護士と面会し、謝罪しました。今までの官僚レベルの対応に比べれば、一つの前進ではあります。

しかし、舩添厚労相は、面会において、現在訴訟係属中の原告たちに対する責任を認めることはせず、さらに、全国に無数にいる患者達の救済策についても、何ら具体的な発言を行いませんでした。結局国は、責任回避の態度を全く改めていないものと言わざるを得ません。

他方で、提訴の動きはさらなる広がりを見せ、全国一〇地裁、三三〇名の原告が訴訟を闘うまでになりました。大臣面談が実現した直後の電話相談では、一日中電話が鳴りやみませんでしたので、原告はまだまだ増える見通しです。

この訴訟は、今まさに佳境を迎えようとしています。こういう場面で何より頼りになるのは、世論、すなわち皆さん一人一人が挙げる声なのです。

どうか、B型肝炎訴訟弁護士団に一層のご支援、よろしく願います。

●事件3●

SFCG 破たんその後

弁護士 白 諾員

貸しはがしや違法な取り立てを行ってきた株式会社SFCGの経営が破綻し、本年四月二一日、破産開始決定がなされました。また、違法な経営を行ってきた元会長に対する約七一七億円の損害賠償が認められ、本年六月四日、元会長に対しても破産開始決定がなされました。したがって、SFCGと元会長に対する責任追及をする訴訟は現在中断しておりますが、SFCGの子会社である北海道アセットファイナンスに対する訴訟は現在もなお続いております。

また、SFCGから債権を譲り受けたとされる日本振興銀行に関する相談も増えております。再契約や借り増しに応じる必要はありませんので、悩まれる前に、まずはご相談ください。

●事件4●

NTT関連訴訟

「構造改革」のゆがみの是正を！

弁護士 竹中 雅史

このプラテアでも何度も取り上げ

たNTT奥村過労死訴訟とリストラ訴訟について、札幌高裁は、この間、相次いで判決をくだしました。奥村過労死訴訟は、いわゆる過失相殺の類



3月26日 リストラ訴訟札幌高裁判決を受けて

推適用を七割をも認める不当な判決を下したことから、現在最高裁に上告をしています。また、リストラ訴訟も、五名全員の配転を権利濫用とした一審判決から後退して、一名についてのみ権利濫用を認める不当なものでした(ただし、賠償金額は増額されています)。そこで、リストラ訴訟も最高裁に上告し、現在両事件とも、最高裁での闘いが始まっています。

二つの事件は、いずれも、NTTが、「構造改革」を旗印に、空前の十一万人の大リストラを強行した際に起きた事件ですが、新自由主義に基づく「構造改革」のゆがみが広く認識されている現在、両事件についても、最高裁の健全な判断が強く求められます。よろしくご支援ください。



新62期司法修習生あいさつ



阿部 重成

今年の一月末からの二か月と七月からの二か月間、高崎裕子弁護士のもとで修習をさせていただいております。

修習中は、依頼者の方々と打ち合わせや法廷に同席させていただき、弁護士のあり方を学ぶ素晴らしい機会を得ることができました。

そのような機会を与えてくれた高崎裕子弁護士をはじめとするたかさき法律事務所の弁護士・事務局の方々、そして修習生の同席を承諾してくれた依頼者の方々には、本当に感謝しています。

退職のあいさつ



よしだ 礼子

今年の三月末で退職しました。入所した当初は、専門的な雰囲気

の中、自分に勤まるのか不安な日々でしたが、事務所や皆様の支えがあって、気がつけばあっという間に三年という月日が経っていました。あまり長くはない期間でしたが、この事務所で経験したことは今後の私自身の人生の糧になっていくと思います。事務所の皆様をはじめ、お世話になりました皆様本当にありがとうございました。

自由法曹団
五月集会報告

事務局 山本留美子

五月二二日～二四日に長野県白樺湖で開催された自由法曹団五月集会に参加してきました。

雇用失業情勢が厳しい状況である今、派遣切りに対する問題などが中心でした。その中でも労働問題分科会に参加し、非正規雇用解雇をめぐる現状や訴訟での奮闘などの報告がなされ、労働現場の実態と問題点を考える有意義な集会でした。



事務局一同あいさつ

事務局は総勢一六名になりました。

事務局も日々の実務や研修を通じて共に切磋琢磨し合い、依頼者のご要望にいち早く対応できるよう、努力していく所存です。



編集後記

二〇〇九年夏号をお届けします。札幌にも反貧困ネットの動きが広がり、新聞にもその動向が伝えられるようになりました。こうした活動が継続し、安定することを願っています。(久保田)

法律相談のご案内

相談料

30分 5,250円 (消費税含む)

※条件を充たす場合、法テラスの無料相談の利用も可能です。

※相談は電話予約が必要です。

電話受付時間

平日の午前9時15分～午後5時

※土曜・日曜・祝祭日はお休みです。

★ホームページは10月に開設する予定です。

URL : <http://www.law-takasaki.com>